

答申第189号  
令和4年8月26日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定に基づく開示請求の受け付けの可否について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定に基づき、令和4年8月18日付け佐市総法第352号により諮問がありました「死者の保有個人情報について、遺族からの開示請求を受け付けてよろしいか。」については、審議の結果、当該開示請求は、佐賀市個人情報保護条例第13条第1項第1号及び第2号に該当すると判断したので、適当なものと認めます。